

一江戸江参候ても直ニ当時之処ハ式本榎之住居ニて二七二  
議事所鍛冶屋敷へ出席候得は宜敷模様ニ御座候、併し遠  
方自分なからも太儀とそんし候、扱江口今村も御地出候  
由すれハ式本榎も殊之外淋敷事ニ御座候、併し議事屋敷  
江諸藩一所ニ住居候てハ入費之上入用も可相嵩候得共其  
段ニおゐてハ老人住居もよろしく候得共遠方通勤且つ淋  
しく処は覚悟ニ御座候、同し淋敷事なれハ御上屋敷江住  
居候得はよろしくと存候得共何分自家来斗ニてハ住居  
も出来兼可申とそんし罷在候、併し竟ニは公議人も一所  
ニ議事屋敷へ這入候やう可相成とも申事ニ御座候、何分  
江戸江参候得は又々さらじよたいニて是れも大分之内費  
とそんし候、江戸表ニては公議人之遊ひ又々当地二十倍  
いたし候様子誠ニ込り事ニ御座候

一江戸ゆき之儀も候ハ、御呼出ニ付罷出候処もし申上候  
伺書江左之通り御下ケ札ニて御渡シニ相成候

長々病氣ニ候ハ、代人差出可申、尤暫時之間東下無之  
儀は承置可申候事

右之通御沙汰ニて暫時爰もと罷在候共往々江戸江参候  
ハねハ代人差出候<sup>様之</sup>御趣意ニて実ハうそ之病氣ニ  
て爰元ニ罷在候ても不相濟追々他藩之公議人も江戸江下  
候様子、又今更代人

御上江願上候儀ニも参り申さす無扱いよく出府ニ取極  
申候、尤道中ハ丹後田辺之公議人と同道之様ニ申談来五  
月七八日頃当地出立ニ取極申候、誠ニつらき事ニ候得共  
致し方無之御察願上候、然るは衆之助明日より為引取申  
候、尤五六日之休息ニて廿日迄ニ参り候様申付置候、着  
候得は当地之様子も委しく御聞取下さるべく候

史料1 『三田市史』第6巻、106頁  
九鬼求馬 → 母 お石(妻)  
(明治元年) 12月8日

史料2 『三田市史』第6巻、109頁  
九鬼求馬 → 母 お石  
(明治2年) 1月9日

一御地も明年よりは格別頂き物減候趣是非なき事ニ御座候、  
如何様ニも省略いたし家内丈ハ暮候ハねハ不相成候得と  
も三十石ニては長屋ヲはしめ下女下男も召仕候訳ニは到  
ル間敷そんし候、御ともし様 思召ハ如何只 思召通り

二いたし候心得ニ御座候、下女下男ハ不召仕とも年来譜  
代之家来ハ召仕度ものなれ共遣し物無之てハ込り候事ニ  
御座候、私権少参事ニて御沙汰之通当地公用相勤候得ハ  
家禄共ニ現米五拾石被下候御様子ニ候得共中々当地ニて  
食事等御賄被下候とも中々勤番ニて勤続ニ成候事ニは無  
之とそんし候、併し夫ゆへ御免願上候事ニはさらく無  
之此段は御承知可被下候、且つ他姓養子之御沙汰も御座  
候得ハ私権少参事ニ罷在候とも五十石之内拾石ハ被 召  
上候事と相見へ申候、全く私故之事ニて家江対し不相濟  
候得共是迄右様之御法もこれなく既ニ 御祖父様ニも外  
より入らせられ候御儀ニて近年養子之御沙汰以来ハ詰ら  
ぬ事とハ乍存申出候てハ 御ともし様御はしめ御心配ハ  
勿論事六ツケ敷相成可申と是迄等閑ニいたし候ハ私之誤  
ニ御座候

史料3 『三田市史』第6巻、119~120頁  
九鬼求馬 → 母  
(明治2年) 11月9日